

B 1 - 4 2

5年保存(常)

(令和10年12月31日まで)

F N . B 1 - 3 - 2

鹿生企第341号

鹿地第237号

令和5年11月20日

各部長

各参事官 殿

各所属長

本 部 長

担当 生活安全係 Tel [REDACTED]

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」について（通達）

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、別添のとおり新たに「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（令和5年厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）が策定された。

県及び市町村は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に則し、当該施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないこととされ（法第9条），その策定に際しては、警察とも十分に連携することとされている（基本方針第4の3）ので、各所属にあっては下記の事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、この通達は、令和5年12月1日から施行し、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」について（通達）（平成25年9月24日付け鹿生企第374号ほか）は令和5年11月30日限り廃止する。

記

1 基本方針

基本方針第3の2「(10)地域における安全の確保」において、警察は、地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、国、地方公共団体等の関係機関と緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導、取締り等を実施していくことが重要であるとされていることから、当該基本方針について所属職員への周知を図ること。

2 地域における安全の確保等に関する事項の実施計画への盛込み

市町村が実施計画を策定する、又はこれまでの実施計画を変更しようとする

場合には、各署管内のホームレス問題の実態に応じ、基本方針第3の2「(10)地域における安全の確保」に係る施策が実施計画に盛り込まれるよう申し入れを行うこと。

3 ホームレスの自立の支援等に関する機関・団体等との連携

ホームレスに対する保護やホームレスに係る相談に適切に対応するため、福祉事務所、公共の用に供する施設を管理する者等関係行政機関・団体等との連携を強化すること。この場合において、夜間・休日時に対応する際における連携についても協議しておくこと。

4 報告

基本方針の適用期間は5年間であり、その後見直しが行われるが、見直しに当たっては、適用期間の満了前に基本方針に定めた施策について評価を行うこととされている（基本方針第3の5）。そこで次の事項については、その都度、生活安全企画課宛てに報告すること。

- (1) 地域住民等の不安感の除去やホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動の事例
- (2) ホームレスが加害者又は被害者となった凶悪事件等特異な事件・事故
- (3) ホームレスの保護に係る事例
- (4) 地域住民やホームレス自身からの相談への対応事例
- (5) 関係機関・団体等と連携し、ホームレスの自立支援等を行った施策又は事例